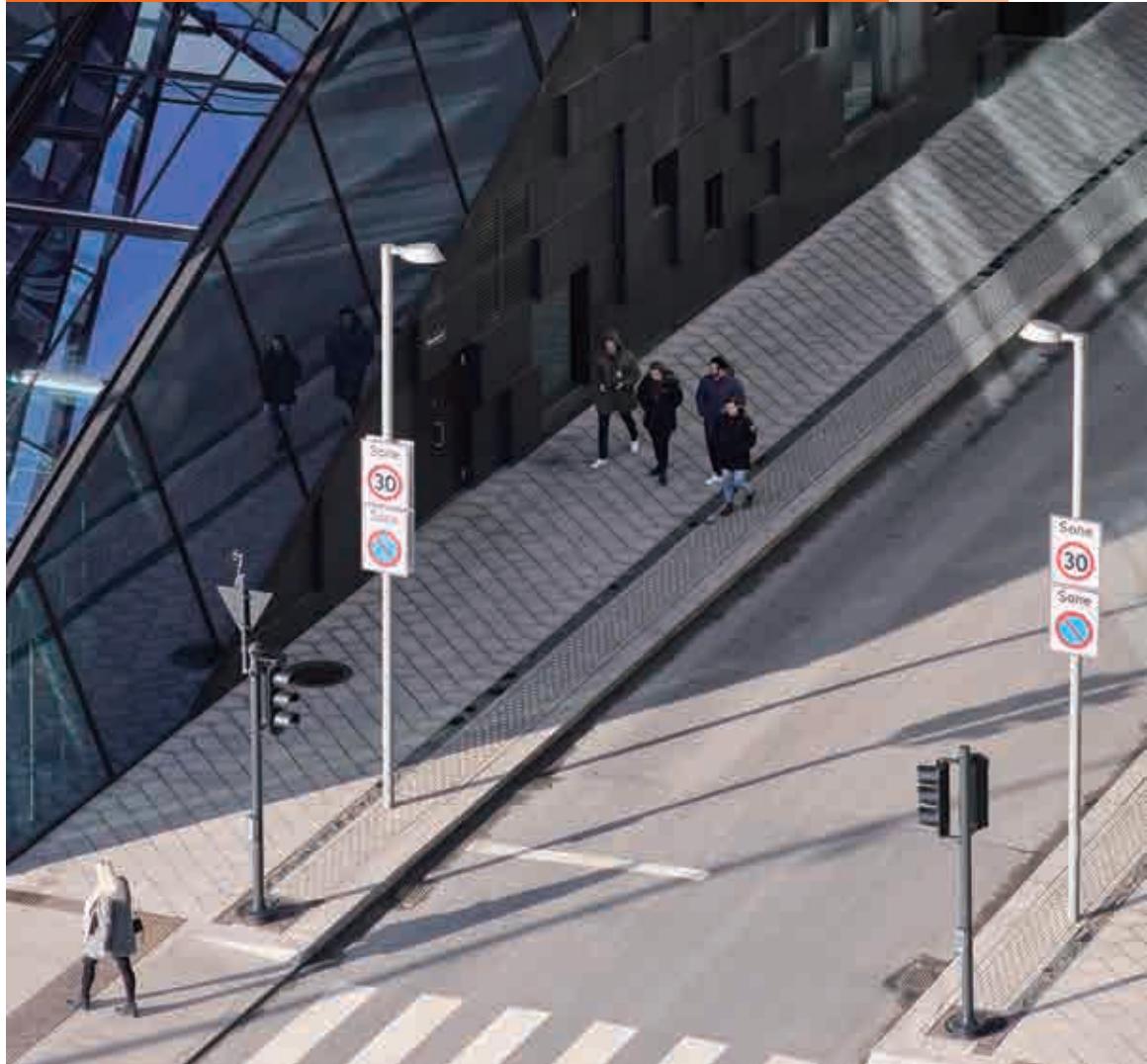


「収益認識に関する会計基準」 適用支援サービス

*PwC Japan*グループ

新収益認識基準は、売上高等の損益計算書のトップラインの数値に影響を及ぼす可能性があります。

PwCは新収益認識基準の適用をワンストップで支援します。まずは、新収益基準による影響の程度を確認するために影響度調査を行い、重要な影響を与える論点整理、新収益認識基準の適用までのタスク・スケジュール、導入コスト等の把握が肝要です。



「収益認識に関する会計基準」の公表、適用時期

2018年3月30日に、企業会計基準委員会（ASBJ）は、「収益認識に関する基準」（新収益認識基準）を公表しました。当基準は、基本的には2014年5月に国際会計基準審議会（IASB）により公表されたIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」を踏襲するものの、これまで我が国で行われてきた実務などに配慮し、一部において従前の日本基準における処理を代替的に認めています。

新収益認識基準は、2021年4月1日以降開始する事業年度の期首から適用されます。ただし、2018年4月1日以降開始する事業年度の期首、または2018年12月31日に終了する事業年度から2019年3月31日に終了する事業年度までにおける年度末の連結財務諸表等から適用することも認められています。

収益認識の基本的な考え方

新収益認識基準の基本となる原則は、約束した財またはサービスの顧客への移転を、その財やサービスとの交換で企業が権利を得ると見込む対価の金額を反映するように収益を認識することです。

この基本原則に従って収益を認識するために、以下の5つのステップを適用します。



新収益認識基準に関する業種別の傾向

新収益認識基準において、業種別に特徴的な事例としては右記のようなものが想定されます。

新収益認識基準の適用に当たり影響のある項目を、影響度調査を実施することにより早めに把握することが望まれます。

| 業種 | 影響を及ぼす可能性のある事例 | | |
|-------|------------------------|-------------------|--------------------|
| 小売業 | ・返品権付販売 | ・リベートが含まれる販売 | |
| | ・商品陳列料の支払がある場合 | | |
| 電気機器業 | ・製品保証 | ・設置作業込みの製品販売 | |
| 自動車産業 | ・仮単価 | ・登録基準 | ・割賦販売 |
| | ・無料メンテナンスサービス | | ・売上高・使用量ベースのロイヤルティ |
| 医薬品業 | ・リベートの見積もり | ・ライセンス・コラボレーション契約 | |
| 建設業 | ・一定期間にわたる収益 | ・価格未決定の変更注文 | |
| | ・未据え付けの資材がある場合 | | |
| 一般製造業 | ・機械装置の販売と保守点検サービスを行う場合 | | |

PwCの提供サービス

- まずは、新収益認識基準による影響の程度を確認するために影響度調査を行い、重要な影響を与える論点整理、新収益認識基準の適用までのタスク・スケジュール、導入コストなどの把握が肝要です。
- また、税務への対応や、IT影響度調査で把握した影響に応じたシステム改修の対応も必要になります。
- 特に、税務への対応については、法人税と消費税の取扱い乖離の解消のための契約見直しなどのアドバイス、履行義務への取引価格の配分（ステップ4）の場面における移転価格税制の手法を応用した配分方法のアドバイス等を行うことが可能です。

私たちは、新収益認識基準の適用をワンストップでご支援いたします。

新収益認識基準に準拠した財務諸表作成に関する助言もしくはご支援



PwCの強み

豊富な実務経験、実績

PwCは、これまで数多くのIFRS導入支援や新収益認識基準の適用のサポートを行ってきました。これらの実績を通じて蓄積した実務的なソリューションや、監査人との協議の経験を最大限に活用し、効果的かつ効率的なプロジェクトをサポートします。

ツールやテンプレートを利用した効率的なプロジェクトの実施

子会社質問票、連結パッケージテンプレートなど豊富なツールやテンプレートを使用して、効率的にプロジェクトを進めます。

PwCの日本におけるネットワーク

PwC Japanグループは、日本におけるPwCグローバルネットワークのメンバーファームおよびそれらの関連会社の総称です。各法人はそれぞれ独立した別法人として事業を行っています。複雑化・多様化する企業の経営課題に対し、PwC Japanグループでは、監査およびアシュアランス、コンサルティング、ディールアドバイザリー、税務、そして法務における卓越した専門性を結集し、それらを有機的に協働させる体制を整えています。また、公認会計士、税理士、弁護士、その他専門スタッフ約7,300人を擁するプロフェッショナル・サービス・ネットワークとして、クライアントニーズにより的確に対応したサービスの提供に努めています。

新収益認識基準に関するアドバイザリーサービス

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/assurance/financial-reporting/new-revenue-recognition.html>

PwC Japanグループ

〒100-0004

東京都千代田区大手町1-1-1
大手町パークビルディング

お問い合わせ

pwcjppr@jp.pwc.com